拒絶理由通知書

伊東国際 受 20.1.22 特許事務所 付

特許出願の番号	特願２００５－５０１３６４
起案日	平成２０年　１月　８日
特許庁審査官	前田　祐希　　２９４６　５Ｑ００
特許出願人代理人	伊東　忠彦（外　２名）　様
適用条文	第２９条第２項、第３６条

この出願は、次の理由によって拒絶をすべきものです。これについて意見がありましたら、この通知書の発送の日から３か月以内に意見書を提出してください。

理　由

理由　１

この出願は、特許請求の範囲及び発明の詳細な説明の記載が下記の点で、特許法第３６条第４項及び第６項第２号に規定する要件を満たしていない。

記

下記の事項について不明確な点がある。

（１）本願構成の「ＡＶデータ」、「データ保存媒体」、「記録再生装置」の対応関係を明確にされたい。

例えば、請求項１の「ＡＶデータ」は、データ保存媒体に記録されているデータなのか。その場合、データ保存媒体が前提となるのではないか。また、例えば、請求項３１の「データ保存媒体」は、ＤＶＤ等の記録媒体を意図しているのか、記録再生装置のＨＤＤ等を意図しているのかを明確にされたい。さらに、請求項３２は、バッファを備えた構成等が前提となるのではないか。

また、本願構成において、【０００７】段落の課題に関連して、インタラクティブモード再生において、ＡＶデータとマークアップ文書を使用したコンテンツを再生する際に、どのようなバッファ管理を行っているかを明確にされたい。特に、本願構成が従来と比較して、ＲＥＰＯＲＴ信号等の制御信号のやりとりに特徴があるのであれば、どの装置とどの装置からどのような信号のやりとりを行うことで適切なバッファ制御を行っているかを明確にされたい。

提出期限 APR 22 2008

（2）請求項１の「ＲＥＰＯＲＴ信号」、「バッファリング状態情報」の定義がわからない。つまり、バッファリング状態の情報として出力するためには、バッファの状態を検出する構成が前提となるのではないか。

そして、本願は、バッファのどのような状態を検出しているのかがわからない。さらに、バッファの状態を検出するタイミングがわからない。

（3）請求項３のＡＰＩの定義がわからない。つまり、従来と比較して、どのようなアプリケーションプログラムインターフェースを採用しているのかがわからない。

また、請求項４では、「プリローディングが成功したか、または失敗したか・・・に知らせる」ことについて、どのような構成を採用したことで、当該プリローディングの現在の状態を把握出来るのかがわからない。

（4）請求項４の「マークアップ文書をまだ読み取っている中」の当該「読み取っている中」は、一般的な用語ではない。

（5）請求項６の「マークアップ文書のファイル経由」、「マークアップ文書の属性」について、当該「ファイル経由」と「属性」はそれぞれどのような対応関係であるかがわからない。例えば、ファイルとはどのようなファイルなのか。

また、請求項６の「媒介変数」の定義がわからない。

他の請求項も同様（請求項３５）。

（6）請求項９の「ＦＥＴＣＨ信号」の定義がわからない。どのような信号であるのかを明確にされたい。また、「所定のマークアップ文書」とは、どのようなマークアップ文書であるかがわからない。

（7）請求項１１の「現在プリロード進行中であるファイルの名称を分かるために・・・」は、どのような構成を採用したことで、ファイルの名称がわかるのかがわからない。

（8）請求項１２の「プリロード命令の成功如何」、請求項１３の「プリロードの完了如何」、請求項１５の「成功的に完了する」は、どのように使い分けているのかがわからない。「ＡＰＩを利用する」、「ＡＰＩを使用する」についても、同じことを意図しているのであれば、用語を揃えた方が望ましい。　また、どのような構成を採用したことで、プリロードの「成功」、「完了」を判断しているのかがわからない。

つまり、本願で意図している「ＡＰＩ」がそもそもどのような構成で当該「ＡＰＩ」をどのように利用しているかを明確にされたい。

（９）請求項１５の「成功的に・・・」は一般的な用語ではない。他の請求項（例えば、請求項２８等）も同様に再検討されたい。

（１０）請求項１６、請求項１７の「データ」について、両者はどのようなデータであるかがわからない。

（１１）請求項１８の「それ以上ディスプレイ装置の画面にディスプレイされない」ことについて、どのような技術的事項であるかがわからない。また、当該「・・・ディスプレイされない」とあるが、表示されるか、表示されないかをどのように判断しているのかがわからない。さらに、当該判断は、ユーザが行うのか。

（１２）請求項２３の「現在プリロード進行中であるファイルの今後のプリロードすべき量を分かるために・・・」について、どのような構成を採用したことで、今後のプリロードすべき量がわかるのかがわからない。現在までに蓄積した量を検出する等の構成が前提となるのではないか。
　請求項２４、請求項２５も同様。

（１３）請求項３０の「バッファリング状態情報」について、（1）と関連して、バッファの状態をどのように検出して、具体的にどのような情報として出力しているのかがわからない。

（１４）請求項３１の「blocked I/0方法」がどのような方法であるかがわからない。

（１５）請求項３４の「ＲＥＰＯＲＴ信号を生成すること」と「ＡＰＩを使用してＲＥＰＯＲＴ信号を生成する」こととの対応関係がわからない。つまり、請求項３４の「ＲＥＰＯＲＴ信号を生成することは、・・・を特徴とする」の文章の構成がわからない。

（１６）請求項４０の「プリロード命令の伝送成功の如何」について、当該「伝送成功」は、どこからどこへの伝送を意図しているのか。機器と信号の対応関係を明確にされたい。

（１７）請求項４４の「ＡＰＩを利用して、マークアップ文書のプリロードが完了したならば・・・」について、どのような構成を採用したことでプリロードが完了したかどうかを判断しているのかがわからない。
　また、「ＴＲＵＥ」と「ＦＡＬＳＥ」はどこにどのようにして、リターンするのかがわからない。

（１８）請求項４８の「文書」とは、マークアップ文書のことなのか。また、文書がそれ以上使用中であるかどうかをどのように判断しているのかがわからない。

（１９）請求項５３について、（１８）と関連して、マークアップ文書がそれ以上提供されないということに応答するとあるが、それ以上提供されるかどうかをどのように判断しているのかがわからない。

（２０）請求項５７について、記録媒体は、「マークアップ文書」、「ＡＶデータ」が記録されているのか、それとも制御を行うプログラムが記録されているのか。（１）で述べたように、「ＡＶデータ」、「記録再生装置」、「マークアップ文書」、「記録媒体」の対応関係が明確になるように補正を検討されたい。
　また、「・・・動作命令を記録した記録媒体」について、どのように動作命令が記録されるとは、どのような技術的事項を意図しているのかがわからない。

（２１）請求項６０について、「・・・応答を・・・発行する」について、「応答」、「発行する」が具体的にどのような情報（信号）のやりとりをしているのかがわからない。

（２２）請求項６２の「質疑」の定義がわからない。

（２３）請求項６３の「バッファリング状態情報」について、（１）と関連して、「ＡＶデータ」、「マークアップ文書」、「バッファ」、「情報保存媒体」の対応関係がわからない。

（２４）請求項６４の「バッファリング状態情報を分かるためのＲＥＰＯＲＴ信号」について、どのような構成を採用したことで、バッファリングの状態がわかるのかがわからない。

（２５）請求項６９の「制御情報」について、「プリロードが完了したかを決定するのに使われる・・・」とあるが、当該「制御情報」がどのような情報であるかがわからない。また、当該「プリロードが完了したかを決定する」ことと当該「制御情報」がどのような対応関係になっているのかがわからない。

（２６）請求項７７について、マークアップ文書のプリロードが完了したか否かをコンテンツデコーダはどのようにチェックしているのかがわからない。「第１プログラムコード」がどのような構成であれば、プリロードが完了したかどうかを判別できるのかがわからない。

（２７）本願明細書【０００７】段落の課題がわからない。つまり、【０００７】段落には、「プリロード対象ファイルのうち、少なくとも一部を正しくプリロードが出来ない場合であっても、適切にプレゼンテーションが可能であるように、マークアップ文書のバッファリング状態を制御できるとあるが、どのような構成を採用したことで、バッファリング状態を制御しているのかがわからない。

（２８）本願の【０１５２】段落の「少なくとも一部のみがプリロードされた場合にも、プリロードされたファイルのみでのプレゼンテーションが可能になる」という効果と本願の請求項の構成との対応関係がわからない。
　また、本願の請求項１－７８を採用したことによる効果がわからない。

よって、請求項１－７８に係る発明は明確でない。

補正の際には、新規事項の追加に注意し根拠となる箇所を示されたい。

理由　２
　この出願の下記の請求項に係る発明は、その出願前に日本国内又は外国において、頒布された下記の刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明に基いて、その出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第２９条第２項の規定により特許を受けることができない。

記　　（引用文献等については引用文献等一覧参照）

請求項：１－７８
引用例：１－８
備考：
　引用例１には、再生中のシーンの動画映像毎に、それに対応するＨＴＭＬコンテンツを順次インターネットを通じて取得して再生を行うことが記載されている。
請求項１の「プリロード」は、引用例１の「キャッシュ」が対応する（明細書【００５０】段落－【００５６】段落を参照）。
　なお、インターネット経由で付加情報等をダウンロードして再生を行うことは、周知技術である（例えば、引用例２、引用例３を参照）。

そして、請求項１の「バッファマネージャ」について、メモリ（キャッシュ）の状況の監視することは、慣用技術である（例えば、引用例４、引用例５、引用例６を参照）。

請求項３のＡＰＩについて、ＡＰＩは周知技術である（例えば、引用例７、引用例８の【００４５】段落を参照）。

したがって、引用例１において、上記慣用技術および周知技術を適用し本願構成とすることは、当業者が容易に想到出来得ることである。

引　用　文　献　等　一　覧

１．特開平１１－１６１６６３号公報
２．特開２０００－２９５５７８号公報
３．特開平９－１２８４０８号公報
４．特開２０００－２００１５５号公報
５．特開２００１－３５０６６９号公報
６．特開２００－３１１０６１号公報
７．特開平８－１０７５４２号公報
８．特開平１１－１３６６２２号公報

先行技術文献調査結果の記録

・調査した分野　　ＩＰＣ第８版　Ｇ１１Ｂ　２０／１０

・先行技術文献
　特開２００３－１５３２１０号公報

この先行技術文献調査結果の記録は、拒絶理由を構成するものではない。

引用文献８：特開平１１－１３６６２２号公報

審査官は次のように述べています。

引用例１には、再生中のシーンの動画映像毎に、それに対応するＨＴＭＬコンテンツを順次インターネットを通じて取得して再生を行うことが記載されている。

請求項１の「プリロード」は、引用例１の「キャッシュ」が対応する（明細書【００５０】－【００５６】段落を参照）。

なお、インターネット経由で付加情報等をダウンロードして再生を行うことは、周知技術である（例えば、引用例２、引用例３を参照）。

そして、請求項１の「バッファマネージャ」について、メモリ（キャッシュ）の状況を監視することは、慣用技術である（例えば、引用例４、引用例５、引用例６を参照）。

請求項３のＡＰＩについて、ＡＰＩは周知技術である（例えば、引用例７、引用例８の【００４５】段落を参照）。

２、　コメント

①本願発明の課題、効果、また解決の手段について、よく分かりませんので、ご教示ください。

（詳細）

本願明細書【０００６】段落には、「本出願人は、２００２年９月１９日付で韓国特許出願第０２－５７３９３号の"プリロード情報が記録された情報保存媒体、その再生装置及び再生方法"を出願したことがある。ここには、マークアップ文書を使用して、所定のコンテンツをインタラクティブモードで再生することにおいて、コンテンツが切れる現象を防止する＜プリロード＞が開示されている。ただし、＜プリロード＞によれば、プリロード対象ファイルの全体をプリロードする場合には問題がないが、全体プリロード対象ファイルのうち、少なくとも一部を正しく読み取れない場合、いずれもプレゼンテーションできない状況が発生しうる。」と記載されています。

また、【００８１】－【０１０４】段落には、「２００２年９月１９日付で韓国特許出願第０２－５７３９３号の"プリロード情報が記録された情報保存媒体、その再生装置及び再生方法"」（以下、先行韓国特許出願といいます）の発明の内容について説明がされています。

その上で、【０１０５】－【０１５２】段落において、本願発明についての説明が記載されています。

さらに、【０００７】段落「プリロード対象ファイルのうち、少なくとも一部を正しくプリロードができない場合であっても、適切にプレゼンテーションが可能であるように、マークアップ文書のバッファリング状態を制御できる」、【０１５２】段落（発明の効果）「少なくとも一部のみがプリロードされた場合にも、プリロードされたファイルのみでのプレゼンテーションが可能になる」と記載されています。

以上、まとめると、先行韓国特許出願に記載される＜プリロード＞についての発明によれば、所定のコンテンツをインタラクティブモードで再生することにおいて、コンテンツが切れる現象を防止することができる。しかしながら、＜プリロード＞についての発明でも、プリロード対象ファイルの一部を正しく読み取れない場合、うまく再生できない状況が発生しうる。そこで、本願発明では、少なくとも一部のみがプリロードされた場合にも、プリロードされたファイルのみでの再生が可能になる、となります。

しかしながら、本拒絶理由通知＜理由１＞（２７）、（２８）で審査官も述べているように、本願発明によって、【０１５２】段落に記載される発明の効果をもたらすことについて、よく分かりません。

本願の発明を把握するために、請求項と明細書（特に、【０１０５】－【０１５２】段落）を拝見しますと、バッファマネジャ５１が、プリロードされるマークアップ文書のどのように管理するのか（バッファリング状態のマネージング）、についての記載しかありません。コンテンツデコーダ５２が、５つの信号（fetch,reproduce,release,discard,report）を入力し、この信号によって、プリロードされるマークアップ文書の管理（取得、削除、ステータス管理など）が可能になることが記載されています。

一方、本願の発明のポイントと考えられる「全体プリロード対象ファイルのうち、少なくとも一部を正しく読み取れない場合」、「少なくとも一部のみがプリロードされた場合にも、プリロードされたファイルのみでのプレゼンテーションが可能になる」という点に注目して関連がありそうな記載を探したところ、【０１１７】、【０１２７】－【０１３７】、【０１３９】が該当しますが、ここには、「プリロードされるマークアップ文書が読み取れなかった場合には、１をリターンする」【０１２８】、「誤りがある場合には、誤り処理を行う」【０１３９】しか記載がありません。

ここで、本願発明の課題を解決するためには、マークアップ文書が読み取れなかった場合、どのようにして対処するのか（１をリターンする、ことは検出したのみです）、また、どのように誤り処理を行い、その結果、どのように再生が可能になるのか、と

いう内容が必要になると思います。

（対応）

拒絶理由、＜理由１＞（２７）、（２８）に対して、本願明細書に記載されている範囲内で、これを説明しなくてはなりません。

そこで、本願では、どのように課題を解決しているのかご教授ください。また、もし、「バッファマネジャ５１がプリロードされるマークアップ文書を管理すること、もしくは管理方法」、「プリロードされるマークアップ文書が読み取れなかった場合には、１をリターンする」【０１２８】、「誤りがある場合には、誤り処理を行う」【０１３９】ことだけで、解決の手段なのであれば、なぜそうなるのかご教授ください。

但し、記載されている範囲を超えてしまうと補正することができず、審査官の拒絶理由を解消できません。

②請求項の不明確な点について、ご教示ください。

（詳細）

本願の発明は、請求項と明細書（特に、【０１０５】－【０１５２】段落）から把握できます。本願には、バッファマネジャ５１が、プリロードされるマークアップ文書のどのように管理するのか、即ちバッファリング状態の管理について記載されています。

そこで、本願発明をこのバッファリング状態の管理についての発明として補正することを提案いたします。また、審査官が、＜理由２＞で引用した引用文献を見ても、審査官は、本願をバッファリング状態の管理についての発明であると考えています。

（対応）

しかしながらこの場合でも、拒絶理由、＜理由１＞（１）－（２６）、＜理由２＞進歩性なし、について、補正書、意見書にて対応する必要があります。＜理由１＞（１）－（２６）の中で、特に不明な点について抜粋して以下にまとめましたので、ご説明、ご回答ください。

（１）【０００７】段落の構成に関連して、インタラクティブモード再生において、ＡＶデータとマークアップ文書を使用したコンテンツを再生する際に、どのようなバッファ管理を行っているのか明確に説明してください。特に、本願構成が従来と比較して、ＲＥＰＯＲＴ信号等の制御信号のやりとりに特徴があるのであれば、どの装置と

どの装置からどのような信号のやりとりを行うことで適切なバッファ制御を行っているのか、詳しく説明してください。

（２）請求項１の｛ＲＥＰＯＲＴ信号｝、「バッファリング状態情報」の定義がわからない。つまり、バッファリング状態の情報として出力するためには、バッファの状態を検出する構成が前提となるのではないか。そして、バッファのどのような状態を検出しているのかわからない。さらに、バッファの状態を検出するタイミングがわからないので、説明してください。

（３）請求項１６、１７の「データ」について、それぞれ両者はどのようなデータであるのかわからない、どんなデータなのか詳しく説明してください。

（４）請求項２３の「現在プリロード進行中であるファイルの今後のプリロードすべき量をわかるために・・・」について、どのような構成を採用したことで、今後のプリロードすべき量がわかるのか。現在までに蓄積した量を検出するなどの構成が必要なのではないか。詳しく説明してください。

（５）請求項３０の「バッファリング状態情報」について、（１）と関連して、バッファ状態をどのように検出して、具体的にどのような情報として出力しているのかがわからないので、説明してください。

（６）請求項４０の「埴里路０度命令の伝送成功の如何」について、当該「伝送成功」は、どこからどこへの伝送なのか。機器と信号の対応関係を明確に説明してください。

（７）請求項４４の「ＡＰＩを利用して、マークアップ文書のプリロードが完了したならば・・・」について、どのような構成を採用したことでプリロードが完了したかどうかを判断しているのかがわからない。また、「ＴＲＵＥ」、「ＦＡＬＳＥ」はどこにどのようにして、リターンするのかがわからないので、説明してください。

（８）請求項４８で、文書がそれ以上使用中であるかどうかをどのように判断しているのかわからないので、説明してください。また、請求項５３で、マークアップ文書がそれ以上提供されないということに応答するとあるが、それ以上提供されるかどうかをどのように判断しているのかわからないので、説明してください。